

平成29年8月24日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

議案第28号 唐津市就学援助規則の一部を改正する規則制定について ……	1
-------------------------------------	---

2 報告事項

(1) 教育長報告【資料当日配付】

(2) 各課報告事項

① 学校教育に関する諸報告について（学校教育課）【資料当日配付】	
② 学校訪問の日程について（学校教育課）	… 7
③ 共催及び後援について（教育総務課）	… 8

(3) その他

① 教育委員会行事予定	… 9
② 小中学校の秋の運動会・体育大会の日程について	… 10

3 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 平成29年9月28日（木）午後2時00分

会 場 市役所別館（大手ロセンタービル）6階 会議室

議案第 28 号

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則制定について
唐津市就学援助規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

平成 29 年 8 月 24 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 稲 葉 継 雄

提案理由 就学援助の支給項目のうち新入学に係る学用品費の購入に要する費用を入学前に前倒し支給できるよう、援助の対象者に入学予定者の保護者を加え、所要の改正を行うもの。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則

2 改正理由

就学援助の支給項目のうち新入学に係る学用品の購入に要する費用を入学前に前倒し支給できるように、援助の対象者に入学予定者の保護者を加え、所要の改正を行うもの。

3 改正内容

援助の対象者に入学予定者の保護者を加え、その要件を定めるとともに文言の整理を行うもの。

4 施行期日

公布の日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市就学援助規則の一部を改正する規則

唐津市就学援助規則（平成19年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童生徒」の次に「又は入学予定者」を加える。

第2条第1項中「小学校又は中学校に就学している者」の次に「、「入学予定者」とは、翌学年の初めから小学校又は中学校に入学予定の者」を加え、同条第2項中「「保護者」とは、児童生徒」の次に「又は入学予定者」を加え、「で、児童生徒とともに唐津市内に住所を有するもの」を削る。

第3条中「就学援助が受けることが出来る者は、」の次に「児童生徒又は入学予定者とともに唐津市内に住所を有し、」を加える。

第5条第1項中「就学援助を必要とする者は、」の次に「児童生徒が在学する学校若しくは入学予定者が入学する予定の」を加え、同条第2項中「児童生徒」の次に「又は入学予定者」を加え、「しなければならない。」を「するものとする。」に改める。

第7条第3項中「学年の末日までとする。」の次に「ただし、入学予定者の就学前に委員会がその支給を認定した場合は、当該支給を認定した日から翌学年の末日までとする。」を加える。

第9条中「申請をしたとき」の次に「、第3条に定める資格を欠くに至ったとき」を加え、「取り消すものとする。」を「取り消し又は廃止するものとする。」に改める。

第10条中「を返還させるものとする。」を「の返還を命じることができる。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 28 号参考資料

唐津市就学援助規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒 <u>又は入学予定者</u> の保護者に対して、学用品費の給付等就学のための援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「児童生徒」とは、小学校又は中学校に就学している者、<u>「入学予定者」とは、翌学年の初めから小学校又は中学校に入学予定の者</u> をいう。</p> <p>2 この規則において「保護者」とは、児童生徒 <u>又は入学予定者</u> に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは未成年後見人） _____ をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 就学援助が受けることができる者は、<u>児童生徒又は入学予定者とともに唐津市内に住所を有し、</u> 次の各号のいずれかに該当する保護者とする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）</p> <p>(2) 教育委員会（以下「委員会」という。）が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めたる者</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が就学援助を必要と認めたる者</p> <p>(就学援助の種類)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童生徒 _____ の保護者に対して、学用品費の給付等就学のための援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「児童生徒」とは、小学校又は中学校に就学している者 _____ をいう。</p> <p>2 この規則において「保護者」とは、児童生徒 _____ に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは未成年後見人） <u>で、児童生徒とともに唐津市内に住所を有するもの</u> をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 就学援助が受けることができる者は、 _____ 次の各号のいずれかに該当する保護者とする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）</p> <p>(2) 教育委員会（以下「委員会」という。）が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めたる者</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が就学援助を必要と認めたる者</p> <p>(就学援助の種類)</p>

る。

- 2 医療費については、医療機関等の請求を受け当該医療機関等に支給する。
- 3 援助費を支給する期間は、委員会がその支給を認定した日から該当日が属する学年の末日までとする。ただし、入学予定者の就学前に委員会がその支給を認定した場合は、当該支給を認定した日から翌学年の末日までとする。

(異動の報告)

第8条 被認定者は、世帯員の総所得の増加、転出、辞退その他の理由により就学援助を受ける必要がなくなったときは、その旨を速やかに委員会に報告しなければならない。

(援助の取消し等)

第9条 被認定者が虚偽その他不正の申請をしたとき、第3条に定める資格を欠くに至ったとき又は援助の必要がなくなったと認めたときは、就学援助の認定を取り消し又は廃止するものとする。

(返還)

第10条 前条の規定により認定を取り消した場合において、既に援助費を支給しているときは、当該援助費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

る。

- 2 医療費については、医療機関等の請求を受け当該医療機関等に支給する。
- 3 援助費を支給する期間は、委員会がその支給を認定した日から該当日が属する学年の末日までとする。_____

(異動の報告)

第8条 被認定者は、世帯員の総所得の増加、転出、辞退その他の理由により就学援助を受ける必要がなくなったときは、その旨を速やかに委員会に報告しなければならない。

(援助の取消し等)

第9条 被認定者が虚偽その他不正の申請をしたとき _____ 又は援助の必要がなくなったと認めたときは、就学援助の認定を取り消すものとする。

(返還)

第10条 前条の規定により認定を取り消した場合において、既に援助費を支給しているときは、当該援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

平成29年度 学校訪問 計画

No.	学校名	期 日	曜日	備考
1	玉島小	6月28日	(水)	
2	久里小	7月5日	(水)	活用力向上研究発表
3	巖木中	7月6日	(木)	
4	海青中	9月28日	(木)	
5	肥前中	10月3日	(火)	
6	長松小	10月4日	(水)	
7	浜崎小	10月6日	(金)	
8	切木小	10月10日	(火)	
9	西唐津中	10月11日	(水)	
10	第五中	10月12日	(木)	活用力向上研究発表
11	第一中	10月16日	(月)	
12	東唐津小	10月17日	(火)	活用力向上研究発表
13	高島小	10月18日	(水)	活用力向上研究発表
14	入野小	10月24日	(火)	
15	巖木小	10月25日	(水)	
16	唐津幼稚園	10月26日	(木)	
17	大良小	10月27日	(金)	
18	加唐小中	10月30日	(月)	県へき地訪問
19	鏡山小	10月31日	(火)	学力向上研究発表
20	打上小	11月7日	(火)	
21	佐志小	11月8日	(水)	
22	外町小	11月17日	(金)	活用力向上研究発表
23	湊小	11月20日	(月)	学力向上研究発表
24	鬼塚中	1月30日	(火)	活用力向上研究発表

・共催及び後援について

番号	区分	行 事 名	主 催 者 名	開催年月日	開催場所	提出課
73	共催	佐賀県小中学校音楽教育研究会 夏期講習会	佐賀県小中学校音楽教育研 究会 宮崎 恵子	8/23	相知交流文化セン ター	学教
74	後援	第3回唐津飛翔旗争奪少年剣道大 会	唐津剣道連盟 会長 川副 正文	9/23	文化体育館	〃
75	共催	平成29年度唐津地区特別支援教育 研究会 小学校・中学校部会合同研 修会	唐津地区特別支援教育研 究会 会長 宮崎 恵司	8/22	りふれ	〃
76	後援	新聞マスク展	モーリのコラボレーション美 学実行委員会 九鬼 泰子	9/29～10/10	大手ロセンタービル 1階フロア	〃
77	〃	2018年日本フィル九州公演唐津演 奏会	唐津日本フィルの会 新郷 英二	2/17	市民会館	〃
78	共催	唐津地区小中学校事務職員研修会	唐津地区小中学校事務職員 研究会 会長 井上 浩子	10/2	りふれ	〃
79	後援	家事家計講習会	佐賀友の会 松枝 慶枝	11/10	志道公民館	生文

共催3件 後援4件 合計7件

(3) その他

・ 教育委員会行事予定

平成29年8月24日(木)～平成29年9月30日(土)

【 教育委員会 】

日付	開始・終了日時/タイトル	場所等	
8/24(木)	13:00～14:30	唐津市幼・保・小連絡協議会	大手口別館5階会議室(教育長ほか)
	14:30～	定例教育委員会	大手口別館6階会議室
8/25(金)	11:00～	8月定例記者会見	第2委員会室(部長ほか)
	終日	加唐小中学校百済歴史探訪訪韓招聘	大韓民国(教育長)
8/26(土)	終日	加唐小中学校百済歴史探訪訪韓招聘	大韓民国(教育長)
8/27(日)	終日	加唐小中学校百済歴史探訪訪韓招聘	大韓民国(教育長)
8/28(月)	9:00～12:00	第6回校長・統括事務長会	大手口別館6階会議室(教育長、部長ほか)
	13:30～14:30	肥前陶器窯跡保存整備検討委員会	第2委員会室(部長ほか)
8/29(火)	09:00～12:00	教育委員会事務点検評価外部評価委員会(まとめ)	第4委員会室
8/31(木)	9:00～	定例部長会議	第2委員会室(部長)
	10:00～11:30	平成29年度県・市町教育長意見交換会	佐賀市(教育長)
9/1(金)	13:00～16:30	第2回理事研修会、第48回佐同教実行委員会	佐賀市(教育長ほか)
9/3(日)	8:30～	佐賀県原子力防災訓練	防災センターほか(教育長、部長ほか)
9/4(月)	8:30～	佐賀県原子力防災訓練	防災センターほか(教育長、部長ほか)
9/5(火)	9:30～10:30	教育委員会連絡会議	大手口別館6階会議室(教育長、部長ほか)
9/26(火)	14:00～16:30	「第44回九州地区人権・同和教育夏期講座」第3回実行委員会	佐賀市(教育長)

平成29年度秋の運動会・体育大会

小学校		秋の運動会			出席者
		期 日	開始時刻	順延日	
1	長松小	9月17日(日)	8:30	9月19日(火)	
2	西唐津小	9月17日(日)	8:30	9月18日(月)	
3	大良小	9月17日(日)	8:30	雨天時体育館	
4	大志小	9月17日(日)	8:30	9月19日(火)	
5	平原小	9月17日(日)	8:30	9月18日(月)	
6	巖木小	9月17日(日)	8:30	9月18日(月)	
7	簀木小	9月17日(日)	8:45	9月18日(月)	
8	伊岐佐小	9月17日(日)	8:30	9月20日(水)	
9	切木小	9月17日(日)	8:30	9月18日(月)	
10	納所小	9月17日(日)	8:20	9月18日(月)	
11	名護屋小	9月17日(日)	8:45	9月24日(日)	
12	打上小	9月17日(日)	8:30	9月18日(月)	
13	呼子小	9月17日(日)	8:30	9月19日(火)	
14	高島小	9月24日(日)	9:00	雨天時体育館	
15	佐志小	9月24日(日)	8:30	9月26日(火)	
16	鏡山小	9月24日(日)	8:45	9月25日(月)	
17	鬼塚小	9月24日(日)	8:30	9月26日(火)	
18	浜崎小	9月24日(日)	8:40	9月25日(月)	
	虹松分	10月22日(日)	12:30	10月29日(日)	
19	北波多小	9月24日(日)	8:40	9月26日(火)	

中学校		秋の体育大会			出席者
		期 日	開始時刻	順延日	
1	佐志中	9月10日(日)	8:30	9月11日(月)	
2	高峰中	9月10日(日)	8:40	9月12日(火)	
3	第五中	9月10日(日)	8:30	9月11日(月)	
4	鏡中	9月10日(日)	8:30	9月11日(月)	
5	鬼塚中	9月10日(日)	8:40	9月11日(月)	
6	湊 中	9月10日(日)	8:40	9月11日(月)	
7	西唐津中	9月10日(日)	8:30	9月11日(月)	
8	浜玉中	9月10日(日)	8:30	9月11日(月)	
	虹松分	10月22日(日)	12:30	10月29日(日)	
9	相知中	9月10日(日)	8:20	9月11日(月)	
10	北波多中	9月10日(日)	8:30	9月11日(月)	
11	肥前中	9月10日(日)	8:50	9月11日(月)	
12	海青中	9月10日(日)	8:30	9月12日(火)	

幼稚園名		秋の運動会			出席者
		期 日	開始時刻	順延日	
1	巖木幼稚園	10月1日(日)	9:30	雨天時簗木小体育館	
2	唐津幼稚園	10月15日(日)	9:20	雨天時大志小体育館	

教育長日誌（抄）

平成29年8月

3日 平成29年度来日ALT辞令交付式

5名の性別・国籍・勤務先は次のとおり

男	トリニダード・トバゴ	本庁
女	オーストラリア	巖木市民センター
女	アメリカ	相知市民センター
男	アメリカ	北波多市民センター
男	イギリス	肥前市民センター

17日 平成29年度人権標語及び人権ポスター優秀作品の表彰式、同和問題講演会

別紙のとおり

17～18日 教育委員会に関する事業の点検・評価

外部評価委員

	職	氏名	備考
1	前唐津市租税教育推進協議会委員	中江 章	税理士
2	唐津地区PTA連合会長	佐伯 玄一郎	相知小育友会会長
3	元校長	田原 とよみ	保護司
4	唐津地区子どもクラブ連絡協議会理事	古藤 良春	社会教育委員
5	唐津市行革推進会議委員	山口 ひろみ	NPO法人唐津市子育て支援情報センター長

19～22日 第12回屋久島探検隊

- ・参加児童 27名
- ・学校別 長松8名、大志7名、鏡山4名、佐志3名、浜崎・外町・打上・成和・相知 各1名
- ・学年 6年5名、5年18名、4年4名
- ・性別 男14名、女13名

別紙

1 標語入賞作品数 特選3点 + 入選10点 = 計13点

○ 応募作品数 小学生：516点 + 中学生：74点 + 一般：10点
= 計：600点

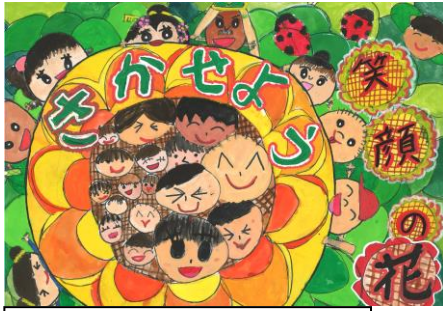
2 ポスター入賞作品数 特選3点 + 入選10点 = 計13点

○ 応募作品数 小学生：286点 + 中学生：37点 = 計：323点

3 標語優秀作品一覧

賞	標語	学校・学年等	名前(敬称略)
特選	考えよう あいてのこころ 自分の言葉	小川小 4年	川添 悠斗
特選	「おなじ」より 「ちがい」を認める 人になる	唐津東中 1年	吉原 界
特選	どこで生まれても 同じ 大切ないのち	浜玉町平原 (一般)	鬼木 めい子
入選	ありがとう こころにひびく あいことば	東唐津小 1年	松隈 優真
入選	なりたいな 人をえがおに できる人	名護屋小 2年	坂口 晴飛
入選	ありがとう 次はわたしが ゆう気を出すね	長松小 3年	井本 蘭留
入選	いろいろな 人がいるから おもしろい	納所小 4年	井上 ますみ
入選	のぼそうよ 自分のこころの いいこころ	切木小 5年	松林 陽宏
入選	見つけよう 人それぞれの いいところ	竹木場小 6年	井上 涼矢
入選	弱いのは あなたじゃなくて いじめっ子	唐津東中 1年	鈴木 慧
入選	今できる 小さなことから 始めよう	北波多中 2年	佐久間 大樹
入選	見つけよう 一人ひとりの 輝きを	唐津東中 3年	江口 真佑美
入選	人権は みんなが知る事 守る事	山田(一般)	中島 忠光

f 'ì/ J» ... ú<



Ñ±, `>1° S#ã 8j

Ñ¹N`>4° 'Ä- 96°



Ñ*ç Sp >1° 7÷>A Æ %?i

Ñ(á d` ^?x r p £ 7T 8d

Ñ `>0° 6)S , (ê, Q

ÑOY H` `>/° †] !¥ 1

Ñ%&%± `>0° G r X Ç •€ b

Ñ±, `>2° «• -!5° }

Ñ± ç `>2° ±, - C p l (

Ñ P £ ` ^?t) p § 6>8 -G

Ñ:# / p>/° fAxr z: +% £)

Ñ] Æ `>4° x r T H: z: £#ã [f

Ñ H ` ¼ p >0° ä Ç &x •€